

No 346

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	環境影響評価	開始年度	平成 7 年度
所 属	環境リサイクル支援部環境課環境指導・環境アセスメント担当		
所 管 課 長	環境リサイクル支援部環境課		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(1) 多様な人びとがいいきと暮らせる都市ルールを確立する		
施策名	④ 事業者の環境への配慮とまちづくりへの貢献		

事業概要	
事業の目的	都市化が進み、事業ビル等が集積する港区において、開発が環境との調和や自然との共生に配慮して行われるよう事業者を促し、居住と都市活動が調和した街の実現を目的としています。
事業の対象	区要綱アセス要件：新築の建築物で延べ面積5万㎡以上の物件 都条例アセス要件：新築の建築物で延べ面積10万㎡以上かつ高さ100m超（特定地域については、延面積15万㎡以上かつ高さ180m超）、この他に道路の新設、鉄道等建設等26項目が該当 国法アセス要件：道路整備、ダム等建設、鉄道敷設、飛行場整備、発電所建設等13項目が該当
事業の概要	新築の建築物で延べ面積5万㎡以上の案件について、事業者が開発の計画段階から環境影響に係る予測・調査、対策の検討を行わせるとともに、工事中、供用後も事後調査報告を求めることで効果を検証しています。 事業者は、環境影響調査計画書、環境影響調査書案、環境影響調査書、事後調査報告書（工事中1、2、供用後）の各段階でアセスメント図書を区長に提出します。区長はこれらの図書を縦覧等に供することで、広く区民の意見を聴くとともに、調査計画書及び調査書案段階では港区環境影響調査審査会に付議し、学識者から指導・助言を受けます。区長は、区民意見や審査会意見をもとに、区長意見を作成し、事業者へ指導することで環境配慮を求めます。また、事後調査報告手続きにより事前予測・対策の効果を検証することで、建築物の供用後も必要な指導を行います。また、国や都のアセスメント案件については、アセスメント図書の縦覧を行うほか、国や都へ区長意見を提出することで、適切な環境配慮を求めています。
根拠法令	港区環境影響調査実施要綱、東京都環境影響評価条例、環境影響評価法

事業の成果												
指標	指標1	環境アセスメント図書縦覧等件数(都・国)			指標2	環境アセスメント図書縦覧等件数(区)			指標3	住民説明会開催件数(開発案件1件あたり)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	10	0	0.0%	平成27年度	5	0	0.0%	平成27年度	0	0	0.0%
	平成28年度	10	7	70.0%	平成28年度	5	8	160.0%	平成28年度	2	4	200.0%
平成29年度	8	—	—	平成29年度	6	—	—	平成29年度	2	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>対象事業については、要綱に基づき港区環境影響調査審査会から必要な指導・助言を受けています。また、アセスメント図書については、要綱に基づく縦覧又は閲覧の手続きにより区民へ情報公開しています。</p> <p>図書の縦覧等実績（平成28年度 区アセスメント：調査計画書5件、調査書案1件、調査書2件 都アセスメント：調査計画書2件、評価書案3件、評価書1件、特例環境配慮書1件）</p> <p>また、住民が事前に計画を知り、意見表明を行うことができる機会として事業者が行う住民説明会は本事業の成果指標となります。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	656	656	0	0	0	0	-153	0	503	0	0%
平成28年度	652	652	0	0	0	0	0	0	652	324	50%
平成29年度	591	591	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	本事業に係る事業費は、審査会委員の報酬やお茶代、テープ反訳等の必要経費であり、コスト削減の余地はありません。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	区の環境アセスメント制度は平成7年の制定後、制度の課題や調査項目の実態等に合わせ、平成23年に要綱改正を行っています。今後も区民意見や審査会意見を参考に運用面で改善を図っていきます。また、区内では東京2020オリンピック・パラリンピック関連やその後の大規模開発、高層建築物の計画が見込まれるため、本制度の需要は大きいものと考えます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	環境アセスメント制度は、国及び東京都もそれぞれ法や条例に基づき運用をしていますが、それぞれ対象要件が異なるため重複して審査することはありません。また、都内区市町村では港区だけが環境アセスメント制度を運用しています。これは、法や条例の対象要件以下でも周辺への環境影響が大きい規模の開発が数多く行われている港区の地域性に基づくもので、今後も要綱に基づく地域に密着した指導が必要です。
区関与の必要性(実施する必要性)	制度は建築物の延べ面積5万㎡以上を対象としており、国や都のアセスメント制度では捉えきれない開発案件も対象とすることができます。地域の実情をよく知る区の立場から事業者を指導することで、区民の生活実態に即した適切な環境保全策を促すことができます。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	環境影響調査審査会はそれぞれの専門分野の学識経験者9名により、各案件に対して指摘や意見をもらい、区長意見等への反映や事業者指導を行っているところですが、委員が欠席することで、その分野の意見等を後から確認するなど、スムーズな進行や運営が難しい面があります。 また、事後調査の段階では、工事中の調査結果等についての報告書が提出されますが、結果が予測を下回る(悪い結果)場合に改善指導ができるよう、審査会から専門的な意見をもらう仕組みがない状況です。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	審査会委員が全員揃って審議することが難しくなってきたので、会の開催方法については、書面等でも意見を提出してもらい会議体が成立するような仕組みの検討。 また、事後調査段階(特に工事中)で予測を大きく下回る場合は、審査会に付議できる方法の構築。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	区内での大規模開発等は引き続き増加の傾向にあります。また、震災後、区民の環境への関心も高まっており、区民の生活環境を保全するため、今後も継続していく必要があります。
② 効果性	4	区の環境アセスメント制度は都内唯一のものとして、延べ面積5万㎡以上の案件をカバーし、周辺住民の生活環境保全に役立っています。また、開発事業に対して住民が事前に意見を述べる機会を確保しており、事業の効果性は高いと考えます。
③ 効率性	4	平成23年度には、事前の予測評価の妥当性の向上を図るため、事業計画段階から調査計画書の提出を求めるよう要綱を改正するなど、手続きの多段階化を図り、より慎重な審査を実施しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

<p>所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載</p> <p>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載</p> <p>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>	<p>環境影響評価制度は、開発事業に伴う環境影響を事前に予測・調査、対策の検討をすることで、周辺への環境影響をできるだけ小さくし、区民生活に大きな影響が生じないことを目的としています。</p> <p>区の環境アセスメント制度は事業者にも十分浸透しており、平成7年度の運用開始以降、制度適用要件である延べ面積5万㎡以上の新築物件全て(東京都環境アセスメント条例対象案件を除く。)について審査を実施し、開発や建設にあたって一定の環境配慮を実現させています。また、アセスメント図書の縦覧・閲覧手続きや環境影響調査審査会の傍聴希望者への公開などにより、区民の方への情報公開も十分に行っています。さらに、事業者による住民説明会開催により、住民の意見表明の場も確保しています。今後も区内では大規模開発等が見込まれるため、本制度については継続していく必要があります。</p>
--	--

評価対象		
事務事業名	放射能・放射線対策	開始年度 平成 23 年度
所属	環境リサイクル支援部環境課環境政策係	
所管課長	環境リサイクル支援部環境課長	
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる	
政策名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる	
施策名	④ 危機管理体制の強化	

事業概要	
事業の目的	東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の放射能・放射線の影響に対し、子どもたちの安全・安心をより確かなものとし、区民の皆さんの健康への不安を解消するため実施します。
事業の対象	①放射能測定・・・学校等の給食・牛乳 ②放射線量測定・・・学校等区有施設の砂場及び広場 ③放射線測定機器貸出・・・区内在住者 ※①については、他に、区有施設等の砂場の砂（平成25年度をもって廃止）、水道水、屋外プール水（平成24年度をもって廃止）
事業の概要	①放射能測定委託（測定値をホームページで公表） ・給食・牛乳 各施設 年1～3回測定（保育園、幼稚園、小中学校等） （平成23～25年度実施）・砂場の砂 各施設 年1～4回測定（保育園、幼稚園、小中学校、公園、運動場等） （平成23～24年度実施）・水道水 週1回実施（みなと保健所） （平成23～24年度実施）・屋外プール水 各施設 夏季2～3回（小・中学校等） ②放射線量測定（測定値をホームページで公表） ・砂場・広場 各施設 年1回（保育園、幼稚園、小中学校、公園、運動場等） ・モニタリングポスト 区内2か所（区役所、お台場学園港陽小中学校）に設置し、空間線量を常時測定 ③放射線測定機器貸出 ・区内在住者を対象に、放射線測定機器を1世帯につき月1回まで、貸出日から5日間、無料で貸出 ④大震災区政運営会議の放射能・放射線対策検討部会の運営
根拠法令	

事業の成果												
指標	指標1	給食・牛乳の放射能測定施設数			指標2	砂場・広場の放射線測定施設数			指標3	放射線測定機器貸出件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	111	111	100.0%	平成27年度	214	207	96.7%	平成27年度	8	9	112.5%
	平成28年度	113	114	100.9%	平成28年度	212	207	97.6%	平成28年度	8	6	75.0%
平成29年度	115	—	—	平成29年度	208	—	—	平成29年度	6	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>①「給食・牛乳の放射能測定施設数」は、測定を実施する保育園、幼稚園、小中学校等の数です。年度途中の開設等により当初と比べ実績に増減があります。</p> <p>②「砂場・広場の放射線測定施設数」は、測定を実施する保育園、幼稚園、小中学校、公園、運動場等の数です。年度途中の廃止・休止等により当初と比べ実績の増減があります。</p> <p>③「放射線測定機器貸出件数」は、貸出申請を受け、区民に貸し出した件数です。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	5,352	5,352	0	0	0	0	0	0	5,352	4,773	89%
平成28年度	5,448	5,448	0	0	0	0	-82	0	5,366	4,221	79%
平成29年度	4,837	4,837	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	放射能測定及び放射線測定経費が事業費の大半を占めています。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	測定内容の見直しや測定機器の貸出など、事業規模を見直すことによるコスト削減の余地はあります。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	測定機器の貸出件数はほとんど実績がなくなっており、事業開始当初と比べ状況は変わってきています。給食・牛乳の放射能、砂場・広場の放射線・モニタリングポストでの放射線について測定結果を毎月広報やホームページに掲載していますが、区民からの問合せや相談はありません。今後、放射能関連の事故の発生等により、不安が増大する可能性はあります。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	環境省や各自治体によるモニタリングポストの設置、東京都による上水道の検査、厚生労働省の法整備による流通食品の検査等、区外の地域で国や各自治体の同様の事業が実施されています。
区関与の必要性(実施する必要性)	区が実施することにより、子どもたちや区民の皆さんの安全・安心への指標となることから、区が関与する必要性はあると考えられます。また、モニタリングポストでの放射線量をリアルタイムで確認することができますが、区内で他に代わる取組を実施しているところはありません。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	福島第一原子力発電所が廃炉となるまでは、万が一の事故による放射性物質拡散の可能性が否定できません。しかし、放射能測定、放射線測定、モニタリングポストによる空間線量の常時測定での値は、いずれも対策を必要とする値を大きく下回って推移しており、区民の不安の声もほとんどありません。 子どもたちの安全・安心、区民の皆さんの不安解消に配慮しつつ、事業費の大半を占める測定コストの妥当性等についても考慮した事業内容とする必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	目に見えない放射性物質による健康への不安に対し、住んでいる場所が安全・安心であるということを区民の方に理解していただくため、測定をし、値を可視化することは必要です。ただし、事業内容について見直しを行う余地があります。
② 効果性	4	モニタリングポストによる測定等から、区内の現在の放射線数値は基準以下で安定しています。局地的に汚染されている区域(いわゆるホットスポット)もないことから、放射線量測定業務の費用対効果について検討の余地があります。
③ 効率性	4	検体の検査は専門性が高く、測定業務を委託により実施することは妥当です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。	
<b>所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)</b>  ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	区の放射能対策の基本である「子どもたちの安全・安心と区民の健康不安への対応」を継続しつつ、事業規模の見直しを行います。 ①放射能測定委託(測定値をホームページで公表) ・給食・牛乳 平成32年度まで継続 各施設 年2回測定(保育園、幼稚園、小中学校等) ②放射線量測定(測定値をホームページで公表) モニタリングポストでの放射線量が安定した値で推移している期間中は、砂場・広場の放射線測定を不要とすることが可能と考えられます。 ・砂場・広場 平成29年度で継続測定終了 モニタリングポストでの異常値が出た場合に測定 ・モニタリングポスト 区内2か所で常時監視 継続 ③放射線測定機器貸出 通常貸出を終了 相談内容に応じて区が測定または貸出を判断

評価対象			
事務事業名	生物多様性推進事業	開始年度	平成 26 年度
所 属	環境リサイクル支援部環境課緑化推進担当		
所 管 課 長	環境リサイクル支援部環境課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	③ 生物多様性の保全・再生と持続的な利用		

事業概要	
事業の目的	<p>区は、豊かな自然環境の象徴である動植物の生息・生育環境の充実を図り、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組みを総合的に推進するため、平成26年3月「港区生物多様性地域戦略-生物多様性みなとプラン-」を策定しました。</p> <p>目指す将来像として「まちの活気と生きものが共存して、生物多様性の恵みに感謝し、笑顔があふれているまち・みなと」を実現することを目的としています。</p>
事業の対象	<p>在勤・在学者を含む区民、事業者、ボランティア団体、教育・研究機関など、港区の生物多様性に関わる全ての個人、団体を対象とします。</p>
事業の概要	<p>「港区生物多様性地域戦略」の実現をめざし、以下の事業を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性について自然と触れ合う機会を増やすため、生きもの観察会や調査会の開催、小学生を対象とした副読本の配布等を行います。</li> <li>・生物多様性に配慮した活動を行っている事業者の活動の支援と促進を図るため、28年度に設置した生物多様性みなとネットワークを通じ、広く区民等への情報提供、周知啓発を行い、生物多様性の活動を広げていきます。</li> <li>・生きものと共存できるまちにするため、エコロジカルネットワークの将来像を掲げ、身近な自然をつくり繋げるための緑化の指針を策定します。</li> </ul>
根拠法令	港区みどりを守る条例、生物多様性基本法、港区緑と水の総合計画、港区生物多様性地域戦略

事業の成果												
指 標	指標1	生きもの調査隊での 学校児童調査回答率 (%)			指標2	生きもの調査隊：夏の虫調査 報告結果の虫の合計件数			指標3	生物多様性みなと ネットワークの会員数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	25.0	24.1	96.4%	平成27年度	2,600	3,637	139.9%	平成27年度	60	0	0.0%
	平成28年度	30.0	36.5	121.7%	平成28年度	2,700	6,621	245.2%	平成28年度	100	17	17.0%
平成29年度	33.0	—	—	平成29年度	2,800	—	—	平成29年度	150	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>生きもの調査隊で区立小学校児童の調査回答率は増加しており、この取組みに対する参加者が増加し、生物多様性に関する関心が浸透していることがうかがえます。更に、夏の虫調査で報告される虫の件数が大幅に増加しており、取組みへの関心が高くなっていることも分かります。</p> <p>生物多様性みなとネットワークの設立が平成28年にずれ込んだことから、平成27年の登録団体数は0となっており、設立年度の2年の遅れがその後の達成率の低さに繋がっています。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	8,137	8,137	0	0	0	0	0	0	8,137	6,410	79%
平成28年度	7,823	7,823	0	0	0	0	0	0	7,823	6,129	78%
平成29年度	7,489	7,489	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	業務委託の契約落差により、執行率が8割程度にとどまっています。										

**事務事業を取り巻く状況等**

コスト削減の工夫・余地	主要事業予算に関しては事業実施に必要な最小限の支援業務委託にとどめ、効率的な事業実施に努めています。また、生物多様性みなとネットワーク会員の事業者と連携した事業への取組みなどにより、予算の縮減を図っています。	
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	事業でのアンケートでは、自然や生きものと共生し、安らぎを感じられる環境は、子どもから高齢者まで多くの区民が望んでおり、この事業に対する要望の高さが伺え、植物や生きものに興味を持っている方々には、生物多様性の重要性が徐々に認識されてきているといえます。	
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	生物多様性地域戦略を策定している区→東京都、千代田区、葛飾区、大田区、豊島区、目黒区	
区関与の必要性(実施する必要性)	行政が主導して生物多様性の普及啓発を図ることにより、区民や事業者の自主活動の広がりにつながり、区が率先しつつ民間と連携することも必要となります。	
前年度の最終評価及び付帯意見	継続	
事業の課題	植物や生きものに関心が薄い一般の方々にとって、生物多様性という概念は、まだ十分に広まっているとは言えず、より分かりやすく伝える周知啓発が課題となります。また、区民・事業者との連携や、それぞれの生物多様性の自主活動に対する支援が必要となります。 更に、生物多様性の様々な取り組みの成果を検証するために、今後、生きものの生息実態を把握し、事業開始前の生息実態と比較検討する必要があります。	
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	これまで以上に、生物多様性の周知啓発に重点を置き、国や東京都などが作成しているパンフレットなども有効に活用しながら、様々な手法・手段により、生物多様性の重要性を周知啓発し、生きものと共生できるまちづくりを行いながら、生物多様性からもたらされる恩恵を将来にわたって享受できる持続可能な社会の実現を目指します。	

**一次評価(所管課による自己評価)**

項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	各事業のアンケートから、生物多様性に関する認識向上に繋がっていることが分かり、生物多様性地域戦略の実践のために、必要性が高いと言えます。
② 効果性	4	区民参画による生きもの観察会や調査会など、参加者が徐々に増え、生物多様性の理解が進んでいることから、事業の効果があるとと言えます。
③ 効率性	4	区が単独で実施するものだけでなく、区民や事業者と連携して実施するなど、創意工夫を凝らして効率的にすすめています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

<b>総合評価</b>	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
-------------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

<b>所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)</b> ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	生きもの観察会や調査会に関しては、都心における生きものと触れ合える貴重な機会として定着してきており、参加者も徐々に増え、事業の効果が出ており、生物多様性の認識向上の目的に適合しています。 エコロジカルネットワークを活用した緑化指導は、運用を開始したばかりであり、長期的な視点で今後の効果を見極めていく必要があります。 生物多様性みなとネットワークは、区民・事業者・教育機関など様々な方々が参画できる効果的な事業となるよう、活動内容を充実させます。
--	---

No 349

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	緑化助成	開始年度	昭和 51 年度
所属	環境リサイクル支援部環境課緑化推進担当		
所管課長	環境リサイクル支援部環境課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	④ みどりの保全と創出		

事業概要	
事業の目的	都市環境の改善と生活環境の向上を図り、自然と共生できる都市を目指し、民有地の緑化に対し助成を行います。
事業の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民、区内事業者（土地所有者又は、管理者）</li> <li>・民有地、民間建築物</li> </ul> ①屋上等緑化助成：屋上3㎡以上、壁面10㎡以上の緑化。敷地面積250㎡未満の新築建物及び既存建物、敷地面積250㎡以上で竣工後5年以上の既存建物 ②生垣造成助成：公衆の見やすい場所の長さ5m以上の生垣造成
事業の概要	①屋上等緑化助成：建物への直射日光を防ぐ遮熱効果や、建物内の熱負荷の軽減、また緑の蒸散作用によるヒートアイランド現象の低減を目的に民間建築物の屋上緑化に対して、助成を行っています。建蔽率が高く、地上部分に緑化スペースがない敷地での緑を確保する手段として建築物の屋上緑化は貴重な緑であり、緑被率の向上にも寄与することから、この助成制度により屋上緑化の推進を図っています。 ②生垣造成助成：道路沿いのブロック塀の震災時の安全対策や、接道部の目に見える部分の緑化による街並みの景観向上などを目的とし、民有地の接道部分の生垣の造成に対して助成を行っています。  ※環境課が予算措置を行い、各総合支所まちづくり推進担当が事業を実施しています。
根拠法令	港区みどりを守る条例、港区屋上等緑化助成要綱、港区生垣造成助成要綱

事業の成果												
指標	指標1	屋上等緑化助成件数			指標2	屋上等緑化面積 (㎡)			指標3	生垣造成助成件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	10	1	10.0%	平成27年度	400	40	10.0%	平成27年度	1	0	0.0%
	平成28年度	10	8	80.0%	平成28年度	400	341	85.3%	平成28年度	1	0	0.0%
平成29年度	10	—	—	平成29年度	400	—	—	平成29年度	1	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	これまで緑が無かった建築物屋上の緑化が推進され、都市環境改善や生活環境の向上が図られ、港区の緑被率の向上に軽微ではあるものの貢献しています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	10,570	0	0	0	10,570	0	0	0	10,570	996	9%
平成28年度	10,510	10,510	0	0	0	0	0	0	10,510	8,241	78%
平成29年度	10,330	0	0	0	10,330	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	平成27年度に申請相談のあった屋上等緑化助成の複数の案件については、同年度内工事完了の見通しが立たなくなったため、結果として翌平成28年度に順延となり、平成27年度の執行率が低くなっています。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	建築物の屋上を緑化するためには、防水工事や基盤整備など緑化に付随して相当の設備投資費がかかることから、区民や小規模事業者に対する助成として、一件当たりの助成額の上限を500万円に設定しており、事業の目的及び効果を鑑み、コスト削減の余地はありません。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	地球温暖化防止対策やヒートアイランド対策など事業に対する民間の関心は高く、屋上緑化、壁面緑化の助成ニーズは多くあります。 生垣造成助成の実績は、直近の5年は全く実績が無く、時代の変遷により防犯面での懸念がある生垣造成助成はニーズが低いと言え、今後もニーズが増える見込みはありません。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	屋上や壁面等の緑化助成は、(渋谷区・中野区を除く)20区で、同様の事業があります。 生垣造成の緑化助成は、(千代田、中央、渋谷、江戸川を除く)18区で、同様の事業があります。
区関与の必要性(実施する必要性)	敷地面積250㎡以上の新築建築物には、緑化指導を行い緑化を義務付けていますが、敷地面積250㎡未満の小規模な敷地や既存建築物に関しては緑化指導の対象外であるため、緑化が進まない状況です。このため、小規模敷地や既存建築物に対して、行政が助成することによって、緑化を進める必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続 「生垣造成助成」については、数年間実績が無いことから、事業の廃止又は事業の目的に沿った使いやすい制度への見直しを行ってください。
事業の課題	屋上の緑化に付随して、防水工事や基盤整備等の相当の設備投資経費がかかり、工事費用が高額となり、申請件数が伸びにくいことが課題です。 生垣造成助成については、防犯面での懸念、高層住宅の増加など時代の変遷によりニーズが低くなっています。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	生垣造成助成に関しては、過去の実績と現状を踏まえ、取組の終了に向けた検討を行います。区の緑化の考え方として、地上部の緑を基本に、目に見える緑を増やし繋げていくことを重点としていることから、生垣造成助成に替わる役割を担うものとして、時代に合った緑化助成のあり方を検討していきます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	3	区内の民間建築物の屋上や壁面に新たな緑化をする事業者に対し経費を助成することは、緑化を促進する動機付けとなっていることから、事業の必要性は高いと言えます。一方、生垣は、ここ数年間申請実績が無く、必要性は乏しいと言えます。
② 効果性	4	平成28年度に行った第9次みどりの実態調査では、前回平成23年度の第8次調査と比較すると、港区全体で屋上緑地は6,718㎡(公1,169㎡、民5,549㎡)増加しており、このうち民間施設の増加分5,549㎡のうち1,555㎡が屋上緑化助成制度により創出された面積であることから、区の緑被率に貢献し、効果があることが伺えます。
③ 効率性	4	区が助成することにより緑被率が向上し、また維持コストがかからないため効率的と言えます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ○ 継続      ● 改善      ○ 廃止      ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	<p>【改善の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生垣造成助成を廃止します。</li> <li>2. 時代に合った緑化助成のあり方を検討します。</li> </ol> <p>屋上等緑化助成は、ヒートアイランド対策と緑の創出を図るために、ビル化が進んだ都心において緑を増やす有効な手段であり、助成に対する需要も多いことから、継続とします。 一方、生垣造成助成は、高層住宅の増加により生垣造成助成の対象となる建物が減少していることや防犯面での懸念があること、またこの数年間助成の実績が無いことなどにより、必要性やニーズも薄れていると言え、廃止とします。</p>
-------------------------	--

- ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載
- ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載
- ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載

No 350

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象		
事務事業名	ビルピット臭気等対策設備設置費助成事業	開始年度 平成 23 年度
所属	環境リサイクル支援部環境課環境指導・環境アセスメント担当	
所管課長	環境リサイクル支援部環境課長	
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる	
政策名	(8) 環境負荷の少ない都心づくりを進める	
施策名	③ 健康で安全な生活環境の確保	

事業概要	
事業の目的	臭いは街の印象に大きな影響を与えることから、悪臭のないクリーンな生活環境を保持することが目的です。
事業の対象	【対象】 区内に建築物を所有する個人又は中小企業者 【対象となる費用】 ばっ気・かく拌設備の設置に要する費用
事業の概要	建物の排水槽等から発生する臭気を抑制し、生活環境の保全を図るため、建築物の排水層（通称：ビルピット）に臭気対策設備を設置する際の費用の一部を助成します。  【助成金額】 設置費用の1/4（上限25万円）
根拠法令	・港区建築物排水層の臭気対策設備設置費助成要綱 ・悪臭防止法 ・建築物における排水層等の構造、維持管理等に関する指導要綱（ビルピット対策指導要綱）（東京都）

事業の成果												
指標	指標1	助成件数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	1	1	100.0%	平成27年度				平成27年度			
	平成28年度	1	0	0.0%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	1	—	—	平成29年度		—	—	平成29年度		—	—
成果の概要 (指標の説明等)	港区では年間30～40件程度の臭気苦情があり、そのうち10数件がビルピットが原因と思われる苦情です。また、東京都下水道局にも苦情が入っており、そちらは港区内で年間130件程度あります。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	250	250	0	0	0	0	0	0	250	250	100%
平成28年度	250	250	0	0	0	0	0	0	250	0	0%
平成29年度	250	250	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	ビルピット臭気対策としては、まず建物所有者による経済的負担の少ない対策を指導し、それでもなお改善しない場合に、公費助成対象となる設備設置を案内しています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	助成制度への需要は現在ほとんどなく、今後の需要見込みも低いと言えます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	【武蔵野市】武蔵野市建築物に設置される排水槽等の改善対策に係る助成
区関与の必要性(実施する必要性)	ビルピット臭気の原因者に対し悪臭発生防止に係る指導・助言を行うことは区の責務であると考えます。そこで、区は初めに都下水道局と連携を図りながら、原因者に対し経済的負担の少ない対策等(維持管理方法の見直し、フロート位置を下げる、排水頻度を上げる)を指導しますが、多くのケースでその段階での改善、解決に至る場合がほとんどです。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	ビルピットが原因と思われる悪臭苦情は、築年数が経過した小規模建物に比較的多く生じていますがその特定は難しいものがあります。また、悪臭対策は、初めに経済的負担の少ない簡易な方法等から実施していきませんが、多くはその段階で解決することから助成の案件には至りません。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	本事業については、ビルピット臭気苦情を解決する手段の一つとしては有効な制度であると考えられますが、助成する前に行う指導等で解決するケースが大半であり、本助成制度の必要性が薄れているため、これまでの継続は見直し、廃止を検討します。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	1	臭気を抑制する設備の設置を本事業を活用し、ビル所有者の負担を減らしながら促すことは、生活環境の保全を図るという点では有効ですが、需要がほとんどなく必要性は低いと言わざるを得ません。
② 効果性	3	ビルピット臭気に対する指導・助言により、問題の解決を図ることができています。
③ 効率性	2	ビルピット臭気対策に要する費用に対し、本事業における助成額が少額であると考えられることから、本事業が設備導入の促進に有効に機能しているとは評価しがたい状況にあります。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input type="radio"/> 拡充	<input type="radio"/> 継続	<input type="radio"/> 改善	<input checked="" type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。					

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	苦情発生後の区の指導・助言による経済的負担の少ない対策により改善している例が多く見られ、本事業による助成に至ったケースは事業開始後6か年で2件に留まっています。 また、指導に当たっては、区及び都下水道局が共同で指導等を行うなどの連携を進めるとともに、都環境局も事業者向けのビルピット臭気対策マニュアルを策定するなど、制度開始当初と比べ区だけではなく、区と都で連携し様々な取り組みを行ってきていることから、区による設備費助成の意義が薄れてきたため廃止とします。
---	--

No 351

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	アスベスト対策	開始年度	平成 17 年度
所 属	環境リサイクル支援部環境課環境指導・環境アセスメント担当		
所 管 課 長	環境リサイクル支援部環境課長		
基 本 政 策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政 策 名	(8) 環境負荷の少ない都心づくりを進める		
施 策 名	③ 健康で安全な生活環境の確保		

事業概要	
事業の目的	アスベスト対策については、 (1) 港区内の解体建築物等で区が事業者にとって、建材や気中のアスベスト含有検査を実施する分析業務 (2) 区内の建築物の解体等に際し、アスベスト含有検査及び除去費用の一部を区が負担する助成金業務 の2つに分かれており、アスベストによる環境汚染を防止するとともに、周辺区民の安心・安全を確保することが目的です。
事業の対象	(1) 解体工事等を行う建築物中のアスベスト含有が疑われる建材または周辺大気 (2) 区内にあるアスベストを含有する吹付け材等を使用し、又は使用の疑いのある対象建築物を所有する個人または中小企業者・共同住宅の管理組合の代表者
事業の概要	(1) 調査結果報告書で「アスベストの使用は無い」と届けられたが、築年数や構造等から使用が疑われる場合に、環境課が委託業者とともに工事現場に立ち入り、アスベストの含有検査を実施します。 (2) 建築物の所有者が、アスベスト対策を行う場合に検査・工事に要する費用の2分の1相当額を助成します。 ①吹付け材等のアスベスト含有検査費及び気中のアスベスト濃度検査費の助成 限度額：10万円 ②建築物のアスベスト除去等工事費の助成 限度額：一戸建ての住宅：50万円、共同住宅：200万円、上記以外のもの：200万円
根拠法令	大気汚染防止法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (1)港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱 (2)港区アスベスト対策費助成要綱

事業の成果												
指 標	指標1	分析業務件数			指標2	検査助成件数			指標3	工事助成件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	4	0	0.0%	平成27年度	3	2	66.7%	平成27年度	4	1	25.0%
	平成28年度	4	0	0.0%	平成28年度	3	0	0.0%	平成28年度	4	2	50.0%
平成29年度	4	—	—	平成29年度	3	—	—	平成29年度	4	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	区が助成を行うことで、費用的な負担が軽減され、個人や中小企業者が適切にアスベスト対策を実施することができます。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	7,014	3,464	3,550	0	0	0	0	0	7,014	2,130	30%
平成28年度	7,056	3,506	3,550	0	0	0	0	0	7,056	2,595	37%
平成29年度	7,056	3,506	3,550	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	(1)アスベストの含有検査は事業者へ事前に行うよう指導していますが、職員が立入検査をし、事業者とアスベスト含有建材の見解が異なった場合や、区が含有の可能性が高いと判断したときに、検査をしています。 (2)対象者を個人と中小企業に限定し、経済的に助成が必要な層に絞り込んでいます。また、国からの補助金の対象事業にもなっています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	アスベスト処理に関する不安の声は様々な場面で環境課へ寄せられており、適切な処理を後押しする制度のニーズは存在します。但し、含有検査については、多くの事業者に事前調査が浸透してきており、初年度(17年度)の18件から件数は減り続け、この2年実績がない点を一考すれば、見直し検討が必要であると思います。一方、環境省の見解ではアスベストを含む建築物の解体は平成40年をピークに増加していくとされており、除去に係るニーズは今後増加していくものと考えられます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	(1)分析業務は江戸川区が建材または気中のアスベスト分析を業務委託により実施しています。 (2)助成金業務は23区では、検査の助成は18区、工事の助成は8区が実施しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	アスベストの飛散を防ぎ、その適切な処理を管理・啓発することは港区の責務です。使用当初は適法であったアスベストですが、危険性が指摘されてから、解体や除去の際にはその処理に膨大な費用がかかるようになりました。その費用を助成し、負担を軽減するとともに適切な処理を後押しすることは港区が担うべき事業です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	分析業務については、近年の大気汚染防止法の改正等に伴い、事業者側の意識も高まっており、区が分析をせざるを得ないような事例はなくなりつつあるため、出動件数が少なくなっているとともに、国の補助制度も平成29年度で終了します。 助成事業については国が定めている補助金の要綱にあわせて、区でも概ね同様な助成条件を規定していますが、その基準を満たしていないために助成対象から外れてしまう物件が、年に数件あります。今後国の補助金が平成32年度に廃止される予定なので、今後の助成する物件の範囲等について検討が必要です。また、本年5月に石綿含有仕上塗材の除去作業の手続きが一部見直されたことから、これまで対象とならなかった物件での申請が増えることが予想されます。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	分析業務については、区民の安全・安心に資するものであり、必要な業務ではありますが、事業者側がしっかり測定等を行っていただければ必要ない費用です。また、分析に係る助成金業務については、平成29年度で国庫補助金が終了するので、来年度以降は廃止とします。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	分析は解現場等の周辺区民の不安を払しょくするための手段として非常に有効ですが、施主や事業者に対して検査するよう指導を行っています。一方、助成金に関する問合せは毎年複数件寄せられており、利用実績も毎年あがっているため、今後とも必要な事業です。
② 効果性	4	アスベストの有無については分析が最も正確な評価方法であり効果的です。助成金についても区内の建築物に対するアスベストの分析・除去費用の負担を解消し、アスベスト対策の推進を後押しする効果があります。
③ 効率性	4	分析業務は直接採取し、環境省の定めた手法で分析しています。助成金は申請者の支払いを確認したのち支出しているため、無駄な費用等は発生していません。区で定めた助成金額も除去では全額使用されているケースが大半のため、適切な設定であると考えます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	アスベストは目に見えないことから、正しい知識を持たない近隣住民が事業者からの説明だけで不安解消に至らないケースも多々あり、その時に区による分析という選択肢を確保しておくことで、近隣住民の不安の解消に効果的な役割を果たすことができます。但し、最近では事業者の意識も高くなり、事前の調査分析が浸透したこともあり事業としての実施件数は少なくなったことから、分析に係る事業は廃止もやむを得ないと考えます。 また、アスベストというものの健康被害が指摘されはじめたのは、既に全世界でアスベストが使用された後であり、当時は耐火性、耐熱性、防音性に優れた低コストな建材として多くの建物に使用されてきました。現在アスベストを除去するためには外部に飛散しないように隔離養生等法令で定められた対策をする必要があり、かなりの費用と手間がかかることから、除去工事助成について、区が一部費用を負担し、アスベスト除去がしたいと思っている区民等の後押しをすることは、自治体に取り組むべき効果的な事業です。国からの補助金は平成32年度に廃止される予定ですが、その後、区が負担して継続するかについては、改めて精査する必要があります。この場合、これまでの支給要件や対象等は従来の国の基準に沿ったものである必要がなくなることから、区独自事業として行う場合は、これら要件などの再精査も必要です。
-------------------------	---

- ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載
- ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載
- ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載

No 352

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	環境測定調査分析	開始年度	昭和 47 年度
所 属	環境リサイクル支援部環境課環境指導・環境アセスメント担当		
所 管 課 長	環境リサイクル支援部環境課長		
基 本 政 策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政 策 名	(8) 環境負荷の少ない都心づくりを進める		
施 策 名	③ 健康で安全な生活環境の確保		

事業概要	
事業の目的	古川・運河の水質及びダイオキシン類について定期的に調査し、分析することにより、環境基準の達成状況の把握に努めることを目標としています。平成25年度からは雨天時水質分析調査も行っています。これは、雨天時において雨水により下水量が増すことで芝浦水再生センターで処理され排出する水が、通常よりも処理時間の短い排水（簡易処理水）として放流されるため、この排水の水質への影響を調査することを目的としています。また、結果をホームページで公開することで区民及び事業者へ水質汚濁に関する啓発及び情報提供を行っています。
事業の対象	区内の古川・運河及び芝浦水再生センターからの排水
事業の概要	<p>【古川・運河の水質調査分析】（2か月に1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古川（4か所） 狸橋、古川橋、一の橋、金杉橋</li> <li>・運河（5か所） 末広橋（芝浦運河）、藻塩橋（新芝運河）、夕凧橋（芝浦西運河）、港南大橋（京浜運河）、御楯橋（高浜運河）</li> </ul> <p>【ダイオキシン類調査】（年1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運河（1か所） 御楯橋（高浜運河）にて、水質調査1回、底質調査1回</li> </ul> <p>【雨天時水質分析調査】（晴天時に年1回・雨天時に年2回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運河（3か所） 芝浦水再生センター本系放流口、東系放流口、御楯橋</li> </ul>
根拠法令	環境基本法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、ダイオキシン類対策特別措置法

事業の成果												
指 標	指標1	古川・運河の水質環境基準の達成状況 (環境基準を達成できた回数)			指標2	ダイオキシン類の環境基準達成状況 (環境基準を達成できた回数)			指標3	晴天時・雨天時の水質達成状況 (環境基準を達成できた回数)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	54	37	68.5%	平成27年度	2	2	100.0%	平成27年度	6	2	33.3%
平成28年度	54	32	59.3%	平成28年度	2	2	100.0%	平成28年度	6	1	16.7%	
平成29年度	54	—	—	平成29年度	2	—	—	平成29年度	6	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>平成28年度環境基準の達成状況</p> <p>【古川・運河の水質調査分析】 環境基準4項目すべてを9か所年6日測定のうち32回で達成</p> <p>【ダイオキシン類調査】水質、底質とも年1日の測定で全2回で達成</p> <p>【雨天時水質調査】環境基準4項目すべてを3か所年2日測定のうち1回で達成</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	1,759	1,759	0	0	0	0	0	0	1,759	940	53%
平成28年度	994	994	0	0	0	0	-49	0	945	940	99%
平成29年度	972	972	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	特になし										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	過去、水質調査に加えて底生生物調査や採取した魚から物質を調査する方法も実施していましたが、採取方法を見直し、現在は古川4か所、運河5か所での採水を2か月に1回として、またダイオキシンは年1回の調査、雨天時は年2回の採水とすることで回数を絞りコスト削減を図りました。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	河川運河等は区民が水に親しむ憩いの場であり、悪臭などがあると区民等から連絡があることから、水質に対する区民の関心は高いと考えます。また、芝浦水再生センターからの簡易処理水の放流に対する関心も高いため、平成27年度から雨天時調査については年2回実施しています。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	港区を含め、23区中21区が河川・運河等の水質調査を独自に行っています。東京都が「公共用水域の水質測定」として、古川1か所、運河3か所で測定を実施しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	区内にある河川・運河等の水質に対する区民の関心は高いものがあり、区が独自に測定を行い、公表することは区民の要望に応えるものです。また、調査開始から40年以上の実績があり統計調査としての価値も高まっています。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	水質調査は、当区のみならず広域で長期的に取り組むことが必要です。運河における悪臭苦情もあり、運河を管理する東京都や湾岸自治体などが相互に連絡、協力し、継続的に調査・対策をすることが有効であるものの、連携や啓発活動が効果的に行えていないことが課題です。 また、雨天時調査について、天候や降雨量、簡易処理水の放流のタイミングを総合的に判断し、採水日を決定していますが、芝浦水再生センターの能力向上が図られてきていることから、少雨では簡易処理水が放流されないことも多くなってきており、採水日のタイミングを見計らうのが難しくなっています。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	本事業は昭和47年度から続く事業であり、引き続き調査を続け水質状況の把握に努めていきます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	河川・運河とも悪臭に関する苦情は常にあり、水質に対する区民の関心は高いものがあります。区が独自に水質汚濁に対しての調査・測定を行い、結果を公表することは区民の要望に応えるものです。
② 効果性	4	流域全体でのバランスを図った9か所で調査をし結果を公表することで、河川や運河の環境を知ることができ区民の安心と安全につなげるほか、浄化に向けた取り組みへ誘導します。
③ 効率性	4	水質を把握するためには、継続的に定点観測をしていくことが重要です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充	● 継続	○ 改善	○ 廃止	○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。					

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)  ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	典型七公害といわれる公害のひとつに水質汚濁があり、もし発生した場合には広域にわたって監視し、長期的に改善を行っていくことが必要不可欠です。一部で基準に達していない場所もあり、安定的な保全までには至っていません。平成25年度の事業内容の見直しにより、水再生センターの簡易処理水の放流の影響調査が加わり、区民ニーズに沿った効果性の高い内容へ変更されました。雨天時調査については平成29年度で5年目の実施となりますが、安定的な数値が得られず、今後も傾向をつかむため引き続き調査していく必要があります。環境の保全、向上は安心して生活したいという区民の願いであり、水質調査は公共性の高い事業として継続し、都への働きかけにつながるよう、データ収集及び結果の公表を引き続き行っていくことは非常に重要です。
---	---

No 353

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	台場水質調査	開始年度	平成 26 年度
所 属	環境リサイクル支援部環境課環境指導・環境アセスメント担当		
所 管 課 長	環境リサイクル支援部環境課長		
基 本 政 策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政 策 名	(8) 環境負荷の少ない都心づくりを進める		
施 策 名	③ 健康で安全な生活環境の確保		

事業概要	
事業の目的	区はお台場海浜公園において、お台場海水浴や地曳網、海苔の育成など、海にかかわる様々な事業を行っており、平成26年度からお台場海浜公園内海域での水質調査を開始しました。調査は定期及び夏季の事業等に合わせて行っており、水質汚濁に係る環境基準や水浴場水質判定基準(お台場海浜公園は現在水浴場ではないため参考値)の達成状況をホームページにて公開することで、区民へ積極的に水質状況の情報提供を行っています。
事業の対象	お台場海浜公園周辺海域
事業の概要	<p>【環境基準調査】(5、7、9、11、1月に実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海域2か所 区立お台場レインボー公園前先海域、台場駅前先海域</li> </ul> <p>【水浴浄水質判定基準調査】(5、7、8、9月に実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水際3か所 お台場学園前水際、都営台場一丁目アパート1号棟前水際、区立台場保育園前水際</li> <li>※各1日につき午前と午後で2回採水</li> </ul> <p>【雨天時調査】(年間1日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記計5か所</li> <li>※雨天状況により実施時期不定</li> </ul>
根拠法令	環境基本法

事業の成果												
指 標	指標1	環境基準の達成状況 (環境基準を確認できた回数)			指標2	水浴場水質判定基準水質達成状況 (水質C以上を確認できた回数)			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	12	8	66.7%	平成27年度	15	9	60.0%	平成27年度			
平成28年度	12	6	50.0%	平成28年度	21	17	81.0%	平成28年度				
平成29年度	10	—	—	平成29年度	12	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>平成28年度の達成状況</p> <p>【環境基準(環境基本法水質汚濁に係る環境基準3項目)】 お台場海浜公園先海域2か所にて年6日測定し、6回達成を確認</p> <p>【水浴場水質判定基準(4項目)】 お台場海浜公園水際3か所にて年7日測定し、水浴場水質判定基準の水質C以上を17回確認</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	5,297	5,297	0	0	0	0	-772	0	4,525	2,571	57%
平成28年度	2,992	2,992	0	0	0	0	0	0	2,992	2,938	98%
平成29年度	2,312	2,312	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	平成29年度は芝浦港南支所も独自に夏季に水質調査を行うため、環境課の水質調査については採水日を減らす予定となったため、予算額が減っています。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	海域の調査については採水を2か月に1回、水際の調査については夏季のみの採水として回数を設定しています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	お台場海浜公園は区民だけでなく様々な人にとっての憩いの場であり、日本トライアスロン選手権なども開催され、水質についての問い合わせが多く寄せられます。区の事業も多く開催されることから、区民へ水質情報を提供するため年間を通して調査していく必要があります。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	お台場海浜公園を管轄している東京都が近傍で水質調査を実施しており、同公園のホームページで結果を公開しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	お台場海浜公園の水質については区民の関心が高く、区独自で水質調査を行うことは、区民の要望に応えるものです。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	お台場海浜公園を管理しているのは東京都であり、区は水質調査を実施するにとどまっております。また、東京都も水質調査を実施しています。水質改善については隅田川や荒川の上流域を含む広域での対応が必要となるため、東京都だけでなく他の関係自治体などとの協力体制の構築が不可欠です。しかし、各自治体の姿勢や取り組みには温度差もあり、一定の方向を目指すまでには至っていません。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	芝浦港南支所によるお台場海水浴等の事業との更なる連携を図ります。年間を通して様々な事業が行われることから、それらに合わせ水質調査を実施し、区民への水質情報の提供に努めます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	水質に関する問い合わせが多く寄せられており、区として調査分析を続けていく必要性があります。お台場海浜公園の水質については区民の関心が高く、区独自で水質調査を行うことは、区民の要望に応えるものです。
② 効果性	4	お台場海浜公園で水質調査を実施し結果を公表することで、区民が水質状況を知ることができます。
③ 効率性	4	水質状況を把握していくには、継続的に調査を行い、データを蓄積していくことが重要です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)  ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	お台場海浜公園では区の事業だけでなく、日本トライアスロン選手権等の様々なイベントも行われており、水質に対する関心は高くなっています。測定日によっては環境基準を満たさない日もあり、雨天後の調査では水質が悪化する傾向があります。水質の悪化は上流域を含む広域での対策が不可欠であり、継続して水質調査を行い、その傾向を把握していくことが非常に重要です。
---	--